



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 中馬 康貴
(兵庫県弁護士会所属)



第162回 個人情報保護法見直しの現在地 ～漏えい等発生時の対応について～

1 個人情報保護法の「見直し」について

個人情報保護法にはいわゆる「3年ごとの見直し」規定が設けられており、現在、個人情報保護委員会において見直し作業が進められています。

個人情報保護委員会は、今年に入って、3年ごとの見直しに関する今後の検討の進め方や「個人情報保護法の制度的課題の再整理」(以下「再整理」といいます)を公表しました。再整理は、見直しの項目として、本人同意規制の在り方、こどもの個人情報、委託の規律の在り方、身体的特徴に関するデータの規律の在り方、課徴金制度導入の可否等、多岐にわたる項目を挙げていますが、本稿では、漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」といいます)発生時の対応の課題点について説明します。

2 漏えい等発生時対応に関する現行法の課題

(1) 現行法は、①要配慮個人情報を含む個人データの漏えい等、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等、③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等、④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等のいずれかが発生、又は発生したおそれがある場合に、⑦個人情報保護委員会に「速報」(漏えい等の事態把握から3～5日以内)と「確報」(漏えい等の事態把握から30日以内)を行い、④本人に漏えい等が生じたことを通知しなければなりません。

もっとも、上記①ないし④のいずれかに該当すれば、個人情報保護委員会への報告義務や本人への通知義務を負うことになり、これが個人情報取扱事業者にとって厳しすぎるのではないかと、本人の権利侵害の程度に応じて義務の有無や内容に変化をつけるべきではないか、という意見が上がっています。

具体的には以下のとおりです。

ア 「報告義務」について

上記①ないし④のいずれかに該当する漏えい等であっても、漏えい等が発生した個人データに係る本人の数が1名であれば、本人通知が適切になされている限りにおいて、個人情報保護委員会に報告を行う必要性(特に「速報」を行う必要性)は低いと考えられます。事業者に対して速報を求める必要性の程

度に比して、速報を提出するための事務負担の方が重いと思われるからです。

イ 「本人通知義務」について

また、個人の権利利益侵害のおそれがない場合であっても報告義務や本人通知義務を負う場合があります。例えば、従業員IDと既往症が記録されたデータのみが漏えいした場合、漏えいした情報だけでは特定の個人を識別することはできませんが、個人情報取扱事業者において、漏えいしたデータと従業員データと照合することにより特定の個人を識別できるのであれば、「個人データ」の該当性を提供元(個人情報取扱事業者側)で判断する個人情報保護法の考え方により、報告義務や通知義務を負うことになります。

しかし、個人の権利利益侵害のおそれがないのであれば、個人情報保護委員会への報告や本人通知は不要ではないかとも考えられます。特に本人通知については、個人の権利利益侵害のおそれがないにもかかわらず、本人通知を行うことによって、本人に不要な不安や動揺を与えることにもなりかねません。

ウ 要件の見直し

さらに、漏えい等発生時の「おそれ」があれば、報告義務や通知義務を負うことになりますが、個人情報取扱事業者において「おそれ」がないと判断することは事実上困難であり、「おそれ」の存在を広く捉え、報告義務及び本人通知義務を履行しているのが実態と思われます。

このような実態は、被害の拡大を未然に防ぐ観点から望ましい一方で、事業者に過度な負担を課すものではないかという疑問もあるところです。

そのため、漏えい等のおそれがない、あるいは漏えい等のおそれが極めて低い場合と評価できるような具体例をガイドラインに設ける等して、報告対象が過度に拡大しないような対策をすべきといえます。

(2) 現時点では、現行法の課題点が整理・提示された状況であり、改正法の成立や施行までしばらくの時間を要しそうですが、現状認識・共有されている個人の権利利益侵害の有無やリスクの程度に応じて報告義務や通知義務の範囲や内容を合理化すべきという考え方がどのように具体化されていくか、注視していく必要があります。